

# 第24回参議院議員通常選挙

投票日 **7月10日(日)** 投票時間 **7時～19時**

参議院議員通常選挙は、候補者氏名を記入する「選挙区」と、候補者氏名または政党その他の政治団体の名称もしくは略称を記入する「比例代表」の2種類の投票となります。

国政を決める大切な選挙です。棄権や不正のない選挙にしましょう。

**南幌町で投票できる方**

## ■年齢要件

○平成10年7月11日以前に生まれた方(平成28年7月10日現在で満18歳以上)

## ■住所要件

○平成28年6月21日現在3カ月以上(平成28年3月21日以前の転入届出者)南幌町に引き続き住んでいる方

○平成28年2月22日以後に転出したが、転出先の選挙人名簿に登録されていない方

今回の選挙より選挙権年齢が改正となり、従来の「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられました。

**投票所入場券**

入場券は、個人ごとにハガキで郵送します。

投票日に持参の上、指定の投票所で受付に提出してください。

なお、届いていない場合や紛失した場合でも投票できますので投票所の係員に申し出てください。

**投票の順序**

投票の順序は、はじめに選挙区選出議員選挙の投票用紙の交付を受けて投票し、次に比例代表選出議員選挙の投票用紙の交付を受けて投票することになります。

**投票の方法**

■参議院選挙区選出議員選挙  
○投票用紙に、候補者の氏名を一名だけ書いてください。

■参議院比例代表選出議員選挙  
○投票用紙に、候補者氏名または政党その他の政治団体の名称もしくは、略称を一つだけ書いてください。

**体のご不自由な方は代理投票ができます**

選挙人が身体の不自由や様々な事情から投票用紙に自書できない場合は、代理投票が認められていますので、投票所で係員に申し出てください。  
なお、内容についての秘密は厳守されます。

**開票の日時・場所**

開票は、7月10日20時から農村環境改善センターで行います。

なお、開票所内での携帯電話の通話は禁止しています。

**買収・もてなしなど公職選挙法にご注意を**

選挙運動のために買収をしたり飲食物をごちそうされたり、戸別訪問をして投票に関して依頼することは

法律で禁止されています。

また、候補者に対する「デマ」をとばしたり、選挙人を脅したりする行為、あるいは選挙運動用ポスターを破つたりすると法律違反の罪で処罰されますので、このような行為は絶対にせず、私たち一人ひとりの手で、きれいな選挙にしましょう。

**お問い合わせ**

南幌町選挙管理委員会  
☎378-2121

## ～期日前・不在者投票をご利用ください～

投票日に仕事、旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票できない方は、期日前投票ができます。

また、投票日に投票所に行くことができず、かつ期日前投票もできない方は、次の投票方法があります。この場合は、投票用紙の請求など郵便で行いますので早めの手続きをお願いします。

- ・指定施設(病院・老人ホームなど)に入院や入所している方・身体に重度の障がいのある方
- ・南幌町以外の住所に長期滞在(仕事や旅行など)している方

※投票日には18歳を迎えるが、期日前投票期間はまだ17歳の方は不在者投票になります。

【時間】

8時30分～20時

【場所】

期日前投票所及び不在者投票所(役場庁舎1階)